

**厚生労働省委託事業「地域雇用活性化推進事業」  
令和4年度 子育て支援員育成セミナー企画提案募集要領**

**奄美大島雇用創造協議会**

## 1 目的

地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、その分野での就業を希望する者に対し、必要となる知識・技能等を修得するための子育て支援員の養成を図り、保育に関わる従事者を増やすことを目的とする。

## 2 事業概要

### (1) 業務名

令和4年度子育て支援員育成セミナー実施業務

### (2) 業務内容

「令和4年度子育て支援員育成セミナー業務仕様書」（以下「仕様書」）のとおり

## 3 実施期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

## 4 委託上限額

1,244,000円（消費税及び地方消費税を含む）

受講生募集に係る経費、会場の賃借料、受講生が使用するテキストの費用、印刷製本費は、協議会から支出するため委託費に含まれない。

## 5 企画提案参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者。

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）ではないこと。

## 6 提出書類・スケジュール等

### (1) 提出書類

- ・企画提案参加申込書（様式1）1部
- ・企画提案書（様式任意）1部
- ・商業登記簿謄本の写し（登記事項証明書）または該当書類 1部
- ・事業所の概要が分かるパンフレット等 1部

### (2) スケジュール

- ・募集期間：令和4年5月16日（月）～令和4年5月31日（火）
- ・質問書受付期間：令和4年5月16日（月）～令和4年5月24日（火）
- ・質問に対する回答：令和4年5月27日（金）
- ・募集締切：令和4年5月31日（火）17時まで

- ・書 類 審 査 : 令和4年6月上旬
- ・委 託 契 約 : 令和4年7月下旬（厚生労働省からの令和4年度地域雇用活性化推進事業の採択決定後に契約を締結する）
- ・セミナー実施 : 令和4年度中に実施（令和4年9月～12月実施予定）

### （3）質問の受付

- ・受付期間：令和4年5月16日（月）～令和4年5月24日（火）
- ・提出方法：質問書（様式任意）に記入の上、電子メールで提出することとし、必ず受理確認をすること。
- ・提出先：奄美大島雇用創造協議会 メールアドレス：[info@amami-ksk.com](mailto:info@amami-ksk.com)
- ・回答：回答は、質問者に対して電子メールで回答し、協議会のホームページに掲載する。
- ・その他：質問受付期間以外は質問を受け付けない。

## 7 応募の方法等

### （1）企画提案書の様式

A4サイズ、片面印刷とし、様式は任意とする。

### （2）企画提案書の内容

#### ア 提案事業者の概要（会社概要）

- ①提案事業者（会社）の組織体制、経営状況、事業内容、業務を受託するに当たってのセールスポイント等を記載してください。
- ②提案事業者（会社）の個人情報の取扱い及び個人情報保護に関する規定等が分かる資料を添付してください。

#### イ 事業内容

- ①子育て支援員育成セミナーの日程等
  - ・仕様書に基づき、子育て支援員育成セミナーの日程案（受講者が研修を受講しやすい日程、時間を設定すること）を作成してください。
- ②講師及び講師選定の理由
  - 講師の氏名、経歴、過去に行ったことのある講義の内容及び当該講師を選定した理由を具体的に記載してください。
- ③ 事業の管理
  - ・本事業を実施するに当たっての運営体制を記載してください。
  - ・研修当日の運営体制やタイムスケジュール（会場設営、受付、講義、休憩等）について記載してください。
- ④見積書（事業費積算）
  - 本事業を実施するに当たり、必要な経費の全額を示すとともに、その内訳がわかるように記載してください。

### （3）企画提案書の無効

上記5に示した参加資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とします。

### （4）提出方法

郵送又は持参

- (5) 提出先  
〒894-0068 鹿児島県奄美市名瀬浦上町 48-1 2F  
奄美大島雇用創造協議会
- (6) 提出期限  
令和4年5月31日(火)17時まで(必着)

## 8 選定について

- (1) 選定方法  
当協議会審査会において書類審査を行い、契約予定者を選考・決定する。
- (2) 審査結果の通知  
企画審査会終了後、全応募者に対して文書で通知する。なお、電話等による問い合わせ、審査結果に関する問い合わせ及び異議の申し立てについては受け付けないこととする。
- (3) 選定基準
- ・提案内容(研修計画・実施体制等)の的確性があること。
  - ・講師の実績等が豊富であること。
  - ・委託上限額内の実現可能な内容であること。
  - ・その他当協議会が別に定める基準。

## 9 契約について

本契約は厚生労働省からの令和4年度地域雇用活性化推進事業の採択決定後に締結する。なお、採択されなかった場合には契約は締結しない。契約予定者と協議を行い、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約手続きを行う。

## 10 事業報告と委託金の支払い

事業完了後、30日以内に事業報告書及び業務完了報告書を提出すること。委託金は、原則支払うべき額を確定した後、精算にて支払うものとする。

## 11 委託契約期間

委託契約日から講義終了日まで

## 12 その他留意事項

- (1) 提案に係る経費は、提案者で負担してください。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しません。なお、提出された書類については、本事業以外の目的では、使用しません。

## 13 問い合わせ先

事務局：奄美大島雇用創造協議会  
住 所：〒894-0068 鹿児島県奄美市名瀬浦上町 48-1 2F  
電 話：0997-58-8083  
F A X：0997-58-8084  
Mail：[info@amami-ksk.com](mailto:info@amami-ksk.com)  
U R L：<https://amami-ksk.com/>